

原状回復対策推進協議会の役割・位置付け等について

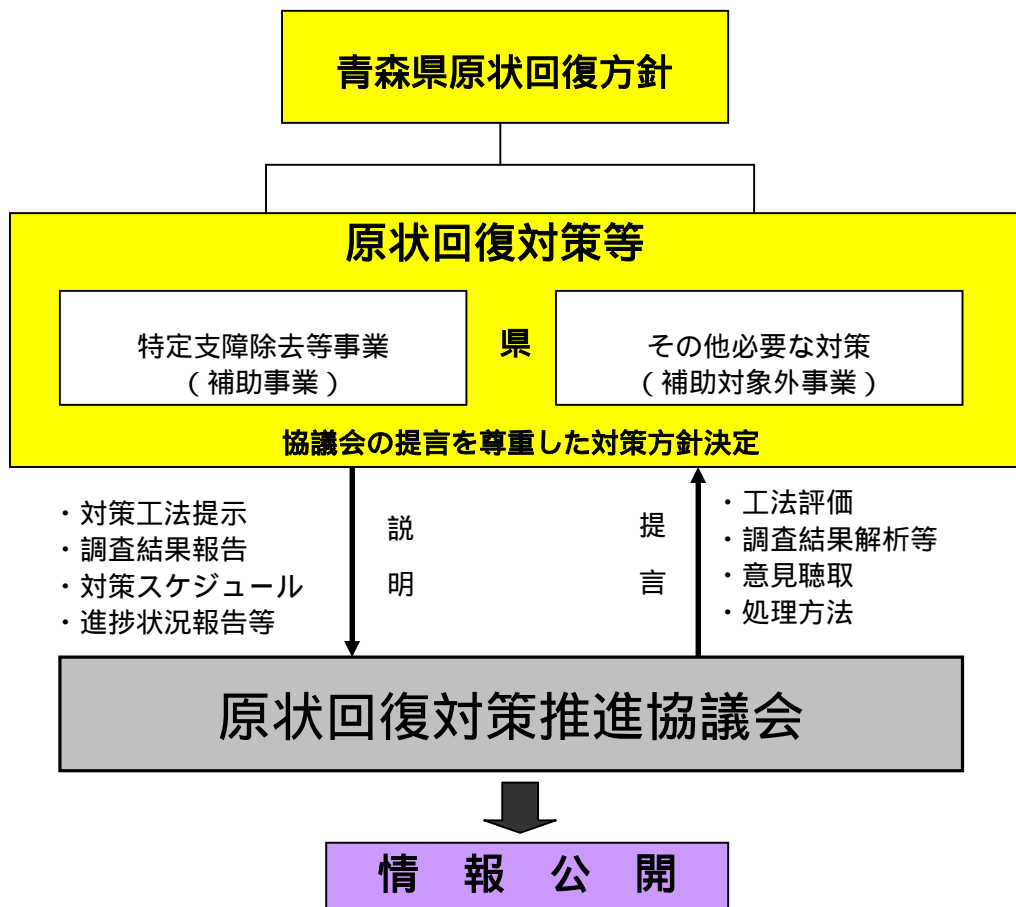
1 原状回復対策推進協議会の役割

- (1) 原状回復対策等を、効果的かつ早急に実施するために必要な評価・検討（例えば対策内容の詳細に係る地元の意見聴取や対策工法の評価・検討等）の結果を意見集約し、知事に対して提言する。
- (2) 県の原状回復方針に基づき実施する各種対策及び実施状況に係る情報公開を行う。

2 検討項目

- (1) 仮設浄化プラント、表面遮水工について
- (2) 水処理施設、汚染拡散防止壁工法について
- (3) 不法投棄廃棄物の処理方法について
- (4) 工事関係及び廃棄物運搬車両の運行ルート並びに安全対策について
- (5) 環境モニタリングについて
- (6) 風評被害対策について
- (7) 対策終了後の環境再生方策について
- (8) その他必要な項目

3 協議会の位置付け



4 協議会開催スケジュール

今後の各種対策に係る情報提供及び評価・検討並びに意見交換のため、2ヵ月に1回程度を目途に開催する。